

令和5年度 第5回山北町農業委員会総会 会議録					
召集年月日	令和5年8月25日(金)				
召集場所	山北町役場防災対策室				
開・閉会日時	開会	令和5年8月25日 午前9時30分			
	閉会	令和5年8月25日 午前10時30分			
応(不応)招委員 及び出席並びに欠席委員 出席 10名 欠席 1名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別		
	1番	杉山 照枝	○		
	2番	二宮 慶晃	△		
	3番	磯崎 加代子	○		
	4番	細谷 晋之	○		
	5番	三尋木 重夫	○		
	6番	高杉 光男	○		
	推進委員 山北地区	瀬戸 利男	○		
	推進委員 向原地区	遠藤 隆雄	○		
	推進委員 岸地区	田淵 康男	○		
	推進委員 共和地区	杉本 君雄	○		
	推進委員 清水地区	山崎 貞和	○		
	会議録署名委員	5番	三尋木 重夫	1番	杉山 照枝
	出席した事務局	事務局長	事務局員	尾崎、中村、瀬戸	
会議に付した案件	別紙のとおり				
会議経過	別紙のとおり				

- 1 開会
- 2 議事録署名人
- 3 議案

議長 : 議案 13 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明します。

事務局 : 議案第 13 号から議案第 16 号につきましては[]で[]を営んでいる[]が県の広域認定農業者の資格を得ることを目的に計画が出されたものです。理由は、[]が経営している「[]」で不登校の青少年が共同生活を通じて農業等をしています。認定農業者のもとで一定期間農業に従事していれば、各市町が求めている農業経験の条件を満たし、将来農業に新規参入しやすくなるためです。[]は山北町以外では大井町、開成町、南足柄市にて水稻、小麦や露地野菜の栽培を行なっています。それでは、議案 13 号から 16 号まで同一人物が利用権の設定を受けるためまとめて説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。議案第 13 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明します。対象地は[]の []㎡です。利用権の設定をするものは[]、利用権の設定を受ける者は[]です。利用目的は畑、設定期間は []年間、賃借料は 1 年あたり []円です。

2 ページから 6 ページが計画書です。6 ページをご覧ください。[]は年齢が []才、農業従事日数は []を営んでいる関係で 365 日です。世帯員は、男が 2 人、女が 1 人となっており []と []です。農機具の所有状況についてはトラクター、コンバイン乾燥機、田植え機、トラクター等所有していることを確認しました。

7、8 ページが位置図、拡大図です。[]の近くに対象地があることがわかります。9 ページが公図です。

10、11 ページが杉本推進委員に確認していただいた時の写真です。獣害対策用の柵の中に桃が植えられていることを確認しました。以上です。

14 ページをご覧ください。議案第 14 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明します。申請地は []の []㎡です。利用権の設定をするものは []、利用権の設定を受ける者は []です。利用目的は畑です。賃貸借権を []年設定し、賃借料は 1 年あたり []円です。

13 ページから 17 ページが計画書です。内容は先ほどと同じのため割愛します。

18、19 ページが位置図、拡大図です。[]の付近であることがわかります。20 ページが公図です。

21、22 ページが杉本推進委員に確認していただいた時の写真です。ビニールハウスではトマト、露地野菜はきゅうりの栽培を確認しました。以上です。

23 ページをご覧ください。議案第 15 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明します。申請地は []の合

計 ■■■ m²です。利用権の設定をするものは■■■、利用権の設定を受ける者は■■■です。利用目的は畑と養鶏です。使用貸借権を5年設定します。

24 ページから 28 ページが計画書です。29、30 ページが位置図です。■■■の付近であることがわかります。

31 ページが公図です。32 ページから 35 ページが杉本推進委員に確認していただいた時の写真です。ハウスでトマトや露地野菜の栽培、養鶏を確認しました。以上です。

36 ページをご覧ください。議案第 16 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明します。

申請地は■■■の合計 ■■■ m²です。利用権の設定をするものは■■■、利用権の設定を受ける者は■■■です。利用目的は畑です。貸借権を5年設定します。賃借料は1年あたり円です。

37 ページから 41 ページが計画書です。42、43 ページが位置図です。■■■の周辺に対象地があります。43 ページが公図です。

44 ページから 45 ページが遠藤推進委員に確認していただいた時の写真です。サトイモ、カボチャやナス等の栽培を確認しました。以上です。

議長 : 現地を確認した杉本推進委員、遠藤推進委員から何かありますか。

杉本推進委員 : ■■■の自宅の近くのため耕作しやすい場所だと思います。動物が入ってしまうこともあり、桃の栽培箇所でもイノシシが入ることもあるようです。農地を貸す側は年配者なので、遊休農地になるよりは、利用していただいた方がいいのではないかと思います。

遠藤推進委員 : 今年は雨が降らず乾燥がひどく、田んぼに水を持っていかれているため水路の水が少ない状況が続いているようです。また■■■地区の開発が進められている状況で、今後も同じ場所で農業が続けることが出来るのか心配です。

議長 : 何か意見はありますか。特に意見がなければ、承認の方は挙手をお願いします。(全員) 挙手。よって議案第 13 号、14 号、15 号、16 号は承認されました。続きまして、議案第 17 号について事務局から説明願います。

事務局 : 47 ページをご覧ください。議案 17 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明します。申請地は■■■の ■■■ m²です。利用権の設定をするものは■■■、利用権の設定を受ける者は■■■です。利用目的は畑です。貸借権を ■ 年設定します。賃借料は1年あたり■■■です。

47 ページから 51 ページが計画書です。農業従事日数が 300 日と要件を満たしています。農機具はトラクターやコンバイン、乾燥機等を所有しているとのことです。

52 ページが位置図です。■■■地区に対象地があります。

53 ページが公図です。

54、55 ページが田淵推進委員に確認していただいた時の写真です。柑橘とレモンを3本植えられていることを確認しました。柑橘の苗を植えても枯れてしまうと同っており、今後の意向としては空いているスペースに苗木を植えて再度柑橘栽培にチャレンジしたいと聞いています。■■■は■■■に住んでいますが、■■■において田んぼを借りており、山北にはほぼ毎日来ているとのことです。以上です。

- 議長 : 現地を確認した田渕推進委員から何かありますか。
- 田渕推進委員 : かつては河原だった場所で、柑橘の栽培には適した場所だと思います。水はけがいいため日照が続くと枯れてしまうので、水やりや苗木を大きくしてから植えるなど工夫をすれば問題ないと思います。事務局の説明したとおりで、特に意見はありません。
- 議長 : 何か意見等がありますか。
- 遠藤推進委員 : ■歳の方が新しい苗木を植えても収穫する頃には農業を出来なくなっている可能性があるが、後継者はいるのか。
- 事務局 : 現在、■■■■が農業を手伝っており、継ぐ予定があるときいています。
- 議長 : その他特に意見がなければ、承認の方は挙手をお願いします。(全員) 挙手。よって議案第 17 号は承認されました。続きまして、その他について事務局から説明願います。
- 4 その他
- 事務局 : 農業委員会県外視察について、資料のとおり行程を説明。
- 議長 : その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。次回は9月 25 日 9 時 30 分からということよろしいでしょうか。
- 全員 : 異議なし。
- 議長 : では次回総会は、当日程ということよろしくをお願いします。
- 5 閉会
- 議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(10 : 30)